

行田羽生資源環境組合職員等の旅費に関する条例施行規則

令和4年4月1日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、行田羽生資源環境組合職員等の旅費に関する条例（令和4年条例第24号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職員等の旅費)

第2条 職員及び職員以外の者に対し支給する旅費については、行田市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和46年行田市規則第4号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。